

## ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

——一九世紀初頭における地主階級の穀物法批判——

### 服 部 正 治

上昇は自然賃金を上昇させ、このために利潤が低下することになるのである。

リカードウが『経済学および課税の原理』（初版一八一七年）において分析した、資本蓄積の進展にともなう賃金・利潤・地代の分配の「自然的コース (the natural course)」によると、地主と資本家とは穀物価格をめぐって利害が対立する。すなわち、資本 $\parallel$ 労働維持ファン드의蓄積によって人口が増加すると穀物需要が増加し、その結果、穀物の市場価格が上昇し劣等地耕作が進行する。そうして劣等地耕作の進行は穀物生産に必要な労働量を増加させることによって穀物の自然価格を上昇させるとともに、最劣等地での生産効率と他の土地でのそれとの差を拡大することによって差額地代を二重に（ $\parallel$ 穀物地代の増加と穀物価格の増加）上昇させる。ところが、穀物の自然価格の

上昇は自然賃金を上昇させ、このために利潤が低下することになるのである。かくしてリカードウにおいては、劣等地耕作の進行を抑え、穀物価格の上昇を抑える要因が利潤の下落を抑え、また地代の上昇を抑えることになる。リカードウはそうした要因として穀物輸入と農業上の改良とをあげた。そして、利潤低下を防ぐ要因としての穀物輸入という観点に基づいて、小麦一クォーター八〇シリング以下の時には輸入禁止・それ以上の時には無関税輸入許可という輸入規制をもつ、一八一五年穀物法をリカードウが批判したことはすでに十分に知られている。つまり、同法は高穀価・高地代を維持するものであり、同法廃止は地代低下をもたらすというわけである。

農業上の改良については、リカードウはそれを(+)土地の生産

力を高めるような改良、(一)一定量の穀物生産に必要な資本量を減らすような改良に分けている。(2)の改良は各等級の土地からの生産量を増加させ、結局、最劣等地の耕作を不要にすることによって穀価を引下げるとともに穀物地代も減少させ、こうして二重に地代を低下させる。(3)の改良は、穀物地代を減らさないかもしれないが穀価を引下げることによって地代を低下させる。こうして、農業上の改良は(一)(二)のいずれであっても即時的には地代を低下させる、と考えられている。

さて、一八四六年に穀物法は廃止され、また廃止以前から農業上の改良は積極的になされて(4)が、その結果、地代はむしろ増大した。マルクスは『資本論』で以下のように述べている。すなわち、「穀物法の廃止はイギリスの農業に異常な衝撃を与えた。非常に大規模な排水、畜舎内飼育や人工飼料植物栽培の新方法、機械的な施肥装置の採用、粘土地の新処理法、鉍物性肥料使用の増加、蒸気機関や各種の新作業機などの使用、いっそう集約的な耕作一般、これらのものがこの時代を特徴づけている。……「一方では相対的な経営費が減少され」……他方では実質的な土地収益が急速に高められた。一エーカー当たり投資額の増加、したがってまた借地の集中の促進が、新たな方法の根本条件だった。同時に、耕作面積は一八四六年から一八五六年までに四六四、一一九エーカー拡張された。……同時に農業従事者の総数が減少したということは、すでに人々が知っているのとおりである。……「この傾向は最近では特に顕著で

ある」……すなわち、この最近の時期には、農村労働者人口の積極的減少が、耕地面積の拡張、いっそう集約的な耕作、土地に合体された資本と土地耕作に投ぜられた資本との未曾有の蓄積、イギリス農業史上に比類のない土地生産物の増加、土地所有者の地代収入の増大、資本家的借地農業者の富の膨張と、手を携えて進んだのである」。(5)ここでマルクスが述べているのは、ハイ・ファームの進行であり、また注目すべきはその下での地代総額の増大である。そして(注(4)の箇所)ふれたように、ハイ・ファームの普及は穀物法廃止前から始まっていたのであり、地代の上昇傾向は一八三五年頃からはっきりと生じたようである。(6)

では、穀物法廃止と農業上の改良とにもかわらず、何故に地代総額は上昇したのか。その理由は、穀物法廃止が決して穀物価格の天下落を生ぜず、また穀作面積の減少を生ぜなかったからであり、また、単位面積当たりの資本投下が大きく増大したからである。(7)このことを数字例で示すために、『資本論』第三巻第六篇「超過利潤の地代への転化」から二つの表を引用したい。表Bは表Aの豊度が異なる土地A B C Dにおいて、資本投下が二倍(2 $\frac{1}{2}$ ↓5)になり、かつ二度目の資本投下の生産性が上昇し(Aについては1↓1 $\frac{1}{5}$ 、Bについては2↓2 $\frac{2}{5}$ 、Cについては3↓3 $\frac{3}{5}$ 、Dについては4↓4 $\frac{4}{5}$ )、そして、土地Aが最劣等地でありつづけるために小麦の販売価格が低下(3↓2 $\frac{2}{11}$ )していることを示している(なお、利潤率は表A Bともに20%と

表 A

土地種類	エーカー	資(ポンド)	利(ポンド)	生産物	生(クォー)	販売価格	収(ポンド)	地(クォー)	代(ポンド)	地代率(%)
A	1	2 1/2	1/2	3	1	3	3	0	0	0
B	1	2 1/2	1/2	3	2	3	6	1	3	120
C	1	2 1/2	1/2	3	3	3	9	2	6	240
D	1	2 1/2	1/2	3	4	3	12	3	9	360
合計	4	10	2	12	10		30	6	18	

表 B

土地種類	エーカー	資(ポンド)	利(ポンド)	生産物	生(クォー)	販売価格	収(ポンド)	地(クォー)	代(ポンド)	地代率(%)
A	1	2 1/2 + 2 1/2	1	6	1 + 1 1/5	2 8/11	6	0	0	0
B	1	2 1/2 + 2 1/2	1	6	2 + 2 2/5	2 8/11	12	2 1/5	6	120
C	1	2 1/2 + 2 1/2	1	6	3 + 3 3/5	2 8/11	18	4 2/5	12	240
D	1	2 1/2 + 2 1/2	1	6	4 + 4 4/5	2 8/11	24	6 3/5	18	360
合計	4	20	4	24	22		60	13 1/5	36	

前提してある。この場合、地代総額は二倍(18ポンド→36ポンド)になっているが、それは結局のところ投下資本が二倍になり、また優良地での追加投資の生産性上昇が最劣等地でのそれよりも大きいために穀物価格の低下を穀物地代の増加で埋め合わせているからである。つまり、表Bは農業上の改良がおこなわれ穀物価格が低下しても資本投下が増大すれば、地代総額も一エーカー当たりの地代額も増大しうることを示している。そして、表Bで、地代率の停滞にもかかわらず、地代総額と一エーカー当たり地代額とが増大した最大の理由は、単に、投下資本が二倍になり穀物生産量が増大したこと、また最劣等地の耕作が放棄されなかったことにあるといつて良い。

エンゲルスが述べているように、「要するに、土地に投ぜられる資本が多ければ多いほど、……それだけ一エーカー当たりの地代も地代の総額もますます大きくなる、しかしながら「それは、ひとたび耕作されるようになった土地種類がすべて競争能力を保っているあいだのことであるが」。そして、競争能力の保持が完全に不可能になったのは一九世紀末の農業大不況期であった。つまり、土地への資本投下増大→地代増大という「この法則は、大土地所有者階級の生命の驚くべきねばり強さを説明する」と同時に、「なぜこのような大土地所有者の生命のねばり強さがだんだん尽きて行くのか、ということをも説明する」のである。

さて、再びリカードウに戻って考えてみよう。リカードウの

差額地代論において、外延的耕作拡張と内包的耕作拡張との両方が考慮されていることは明白であるから、農業上の改良が生ずる場合（つまり穀価下落の場合）においても、表Bのような例を、すなわち資本投下増大↓エーカー当たり地代の増大・地代総額増大を考えるための理論的条件は存在したはずである。にもかかわらずそうした例をリカードウが強調しなかったのは、農業上の改良がおこなわれれば（また穀物法が廃止されれば）最劣等地の耕作は放棄されると想定したからである。リカードウは『原理』でこう述べている。すなわち、「農業上の改良および優れた肥沃度は共に、将来のある時期により高い地代を生む能力を土地に与えるであろう、なぜならば、食物の価格は同じであって多大の追加量が存在するだろうからである、しかし、人口の増加が同じ割合になるまでは食物の追加量は要求されず、それゆえに地代は上昇せずに低下するであろう。その当時の事情の下で消費される量はより少数の人手をもってか、あるいはより少量の土地をもって供給されるのだから、原生産物の価格は下落し、資本は土地から引揚げられるであろう<sup>(12)</sup>」。見られるように、リカードウは農業上の改良が「将来のある時期」に地代を上昇させる可能性があるとしながらも、現時点では穀物需要は満たされているために最劣等地の耕作が放棄されると考えている。

とすると、「将来のある時期」を極めて先のことと考えるかどうかが問題となる。だが、その問題を規定するのは、穀物

生産の増大に需要の増大が対応するかどうかである、つまり対応すれば最劣等地耕作の放棄を前提する必要はなくなる。リカードウはともかくも一度は最劣等地耕作は放棄されると考えたが、マルクスは「総生産物の増大に総需要が歩調を合わせて行く」という仮定を「まったく合理的」と考えた（その場合の数字例は10↓23クォーターへの総生産量の増大である）。その理由は、資本投下の増大が一举におこなわれる必要がないこと、穀価下落による穀物需要の増大、穀物の一部のアルコールとしての消費、安価な小麦が代替財の使用を抑え小麦需要を増すこと等である<sup>(13)</sup>。

ともあれ、穀作地面積のピークが一八五〇年代であったこと、また単位面積当たりの小麦生産量が一八四〇・五〇年代に急増した<sup>(14)</sup>こと、穀価の暴落は一八七〇年代末であったことを事実とすれば、また、穀物価格の低下・畜産物価格の上昇という長期的傾向の下で混合<sup>ミックス</sup>農業内部のことであれ穀作から畜産への重点の移行が一八五〇・六〇年代には一定の成功を治めたこと（いわゆる「イギリス農業の黄金時代」）を考えれば、対仏戦争後の農業不況の下で、D・C・ムーアのいうようなハイ・ファームिंगをめざした地主とファーマーとが——どの程度一般化できるかは別として——現われ、また穀物法廃止に備えたという議論は、納得できるし注目に値する。但し、穀物法廃止に備えうための大前提は、穀物法廃止が（農業大不況期に現実となったような）農産物全般の価格の大暴落を、それゆえい

ギリス農業全体への大打撃を生ぜしめはしないということであった。

本稿は一八二〇—三〇年代におけるイギリス地主階級の穀物法反対論を提示することを目的とするが、この場合、右に言及した地主の側での農業改良への努力と穀物法批判とのつながりが考察の中心とされる。

- (1) cf. Ricardo, *Works* ed. by P. Sraffa, vol. I, 1951, p. 93. (堀経夫訳『リカード全集』第一巻、一〇九ページ)
- (2) cf. *Ibid.*, p. 80 ff. (同右、九三ページ以下)
- (3) 但し、これはあくまで即時的であり、長期的には農業改良が地代増加をもたらす可能性のあることをリカードは認めている。この点はずべてにきつむ。
- (4) ちむゆるハイ・ファームングは一八三〇年代から普及しつつある。cf. G. E. Mingay, *The Agricultural Revolution: Changes in Agriculture 1650-1880*, 1977, p. 27.
- (5) ヘルクス『資本論』大月書店版、第二分冊、八八三—八八四ページ。
- (6) cf. J. D. Chambers & G. E. Mingay, *The Agricultural Revolution 1750-1880*, 1966, p. 167.
- (7) 一八〇一年—一八八〇年の間の一〇年ごとの小麦一クォーターの平均価格は第一表のとおりである。cf. Susan Farlie, *The Corn Laws and British Wheat Production, 1829-76*, *Eco. Hist. Rev.*, 2nd series, vol. 22, no. 1, 1969, p. 105. 「自由貿易の主な効果は、ブリテンの「小麦」価格を押し下げるよりもむしろ、世界の価格を

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

第一表

年	s.	d.
1801—10	83	9
1811—20	87	5
1821—30	59	5
1831—40	57	10
1841—50	53	3
1851—60	54	7
1861—70	51	1
1871—80	51	1

ブリテンの水準に引上げたところであった」(F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, 1963, p. 242)。そして、小麦価格の急落(四五—五〇シリングから三〇—三五シリングへ)が起ったのは一八八〇年代であった。椎名重明『近代的土地所有』一九七三年、一七四ページ参照。

- (8) 「穀作地面積は一八五五年頃からピークで、それから徐々に減退し始めた」(Chambers & Mingay, *op. cit.*, p. 183)。
- (9) 資本投下増大→地代増大を強調したのがリチャード・ジョンズの『地代論』(Richard Jones, *An Essay on the Distribution of Wealth, and on the Sources of Taxation, Pt. I—Rent*, 1831 (rep. 1964)) である。ジョンズはA B C D という各等級の土地の二〇〇ポンドの資本投下が一〇' 一一五' 一二〇' 一三〇ポンドの生産をもたらす場合、地代総額は三五(五プラス一〇プラス二〇)ポンドであるが、ここで投下資本が二倍の二〇〇ポンドになり、各等級の土地での生産額が二倍、すなわち二二〇' 二三〇' 二四〇' 二六〇ポンドに増大した場合には、地代総額は七〇(一〇プラス二〇プラス四〇)ポンドに増大する例をあげ、地代増加は劣

等地耕作の進行か限界資本の生産効率の低下を前提とするとしてリカードウを批判したのである (cf. p. 204. 鈴木・遊部訳、一九四二年、一九五—一九六ページ)。

- (10) 『資本論』前掲、第五分冊、九三—九三三ページ。なほレーニンは、先の土地への資本投下増大→地代増大という事情を端的に「時代の騰貴は穀物価格の低落とならんでもおこりうる」(『経済学』のロマン主義の特徴づけによせて)、『レーニン全集』第二巻、大月書店、二六〇ページ。傍点はレーニンと表現している。

(11) Ricardo, *op. cit.*, p. 412. (前掲訳、四七四ページ)。

(12) ショーンズはリカードウをこう批判する。「リカードウ氏は改良の急激な普及を想定しているのであって、これによって一国の土地の三分の二が、あたかも魔法の杖の一振りによってそうなるかのようになり、その直前まで土地全体が生産していただけのものを生産するようになるのである」。「リカードウ氏のこの想定が実際いかにばなはだしい幻想であるかを理解するには、農業上の諸改良が実際に発見され、完成され、また普及される際の緩慢な進行の仕方を想起するだけで事足りるのである」(R. Jones, *op. cit.*, p. 211. 前掲訳、二〇二ページ)。

(13) 『資本論』前掲、第五分冊、八四七—八四八ページ参照。

(14) cf. E. L. Jones, *Agriculture and the Industrial Revolution, 1874*, chap. 8.

(15) cf. *Ibid.*, chap. 9.

(16) D. C. Moore, *The Corn Laws and High Farming, Eco. His. Rev.*, 2nd series, vol. 18, no. 3, 1965. 更じ、毛利健三「産業資本確立期におけるイギリス穀作農業の発展」(川島・松田編

『国民経済の諸類型』、一九六八年、所収)を参照。対仏戦争後の農業不況下において地代の大巾な低下を阻止したものは、ハイ・フーアミンクにつながるこの期の地主の改良投資の増大であった。

- (17) E. L. Jones, *The Development of English Agriculture, 1815-1873*, 1968. (亀山潔訳『イギリス産業革命期の農業問題』、一九七八年、九九ページ)。

## 二

イギリスの穀物法についての、また穀物法をめぐる論争についての最も詳しい歴史を書いたD・G・バーンズは、一八二一年農業委員会報告から明らかに始めた政府の農業保護縮小の態度に対する、また自由貿易論者からの地主への攻撃に対する、地主の側での反応を、大きくいって三つに分けている。<sup>(1)</sup>

その第一は、こうした政府の態度や地主への攻撃に激怒しあくまで従来の農業保護を堅持しようとした地主である。例えば、ローダーゲール卿 (Lord Lauderdale)・スタナップ卿 (Lord Stanhope)・リースニール卿 (Lord Redestale)・サー・ジョン・シンクレア (Sir John Sinclair) 等がそうであった。第二は、幾ひかの譲歩によってミッドル・クラスを地主の側に引きつけようとした地主である。例えば、サー・ジェイムズ・グレイアム (Sir James Graham) がそうであった。第三は、自ら進んで自由貿易に改宗した地主である。例えば、ジョン・ルーク (John Rooke)・ミルマン卿 (Lord Milton. 後にフィッツウィ

リアム伯(Earl of Fitzwilliam)、サー・ヘンリー・パーネル(Sir Henry Parnell)等がそうであつた。

本稿はそのうち第二・第三のグループを対象とするが、特にジョン・ルークをとりあげる。しかしルークを代表格とする理由を示すためにも、他の論者について一言ふれておきたい。

サー・ジェイムズ・グレイアム(一七九二—一八六一)<sup>(3)</sup>。スコットランドと接するイングランド最北部カンバーランドに二万一千エーカーもの所領を相続したグレイアムは、熱心な排水工事の実施と長期借地の付与(同時に借地人の減少・作付指導の徹底)とで知られる「改良地主」であつた。彼の農業改良の努力は一八世紀末までの極めて遅れたカンバーランドの農業を大きく変化させた二因として、同時代人(例えばジェイムズ・ケアード)<sup>(4)</sup>からも、また後世の人々からも高く評価されている。また彼は鉄道建設にも積極的に賛成し、農産物・石炭運送の改善に寄与した。彼は国会議員としてウィッグ党のグレイ内閣の下で第一次選挙法改正案を起草した四人委員会の一人であつたが、後にアイルランド国教会問題を機にトリーに移り、一八四六年に穀物法を廃止したピール内閣の内務大臣であつた。

彼の著作は *Corn and Currency: in an Address to the Land Owners, 1826* の一冊だけのようであるが、それは以下の内容をもつ。——穀物価格を決定する要因は穀物需給と貨幣価値とである。そして、貨幣価値は貨幣量に反比例する(p. 11—18)。一八一九年の旧平価復帰決定は貨幣量を減少させる働きを

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

し、高穀価を不可能にした(p. 62)。それゆゑ、高穀価をめざして穀物法を支持しつつ一八一九年ピール条例に賛成することは矛盾している(p. 16)。さて、「大衆の感情は現行穀物法に敵対的であるにちがいない」(p. 26)。なぜならば、「リカードのいうように」高穀価は高貨幣賃金・低利潤・高地代をもたらすからである(p. 21)。だから、土地にのみ特別に課せられる税を補償するだけの固定関税(小麦一クォーター一五シリング)で穀物輸入を認めよう、これはリカードも『農業保護論』(一八二二年)で認めたことである(p. 115, 80)。そしてこうした「大衆とのタイムリーな妥協」を基礎にピール条例批判をなそう。ピール条例は物価を低下させ生産者の所得を減少させた。しかも税の水準は高いから生産者の苦痛は二重である(p. 33)。彼らは正貨支払停止下に減価した貨幣で公債に投資し、現在は高い価値の貨幣で利子を得ているのだ。他方、地主の十分の九は戦争中の穀物自給という国家目的のために借金をして土地の開墾・改良に努めた(p. 66)。その結果といへば、公債利子のための重税と借金とを高い価値の貨幣で支払わねばならないのだ。こうして「財産の莫大な移転」が生じており、ランド・インタレストは衰弱し、マニード・インタレストが興隆している。これは「財産の革命」である(p. 88—93)。だが、ピール条例以降七年も経過したから、現時点での equitable adjustment は不可能であり危険である(p. 94)。そして、大減

税とともに利子所得への三〇%の課税を提案する。また、穀物の自由貿易を認めるのだから、イングランド銀行と政府との癒着を解き、「貨幣の自由貿易」(＝地方銀行の発券規制の緩和)もおこなうべきである (p. 97-98)。

右のグレイアムの主張は旧平価復帰をめぐるの、公債所有者対地主・生産者(農工資本家・労働者)という利害対立の強調を特徴としている。この点の強調は一八二〇年代はじめの農業不況の下で多くの地主によってなされた。<sup>(6)</sup>例えば、議会において equitable adjustment を要求したことで知られるチャールズ・ウェスタン (Charles Western) はこう述べている。

「私は以下のことを強く主張する。すなわち、あの法律(＝一八一九年ピール条例)によって社会の全財産に突然の革命が生ぜしめられたこと、また、あの法律によってある階級の人々から財産が奪われて他の階級に与えられるという財産の積極的な移転が生ぜしめられ、その移転の大きさは極めて多くの場合において財産が奪いとられた当事者の全面的破産をもたらすほどであること。更に、あらゆる種類の生産的諸階級が被害の当事者となしていること、そして、彼らの財産の極めて多くがあの法律によって突然に、また不正に、公債所有者、政府、あらゆる種類の私的債権者に移されていること」。そしてウェスタンはデヴァリエーションを要求する。

だが、ウェスタンが穀物法による農業保護を擁護していること<sup>(7)</sup>とは、当然のことながら、ピール条例批判が穀物法否定論と直

結しないことを証明している。すなわち、グレイアムの穀物法改正論はあくまで政治的譲歩であった。典型的な改良地主であったにもかかわらず、グレイアムは農業改良と穀物法改訂による農業保護の縮小とを結びつけていないのである。しかしながら、グレイアムの提案した小麦一クォーター当たり一五シリングの固定関税は、リカードウの提案した十シリングの固定関税(更に、七シリングの戻し税)<sup>(8)</sup>とは五シリングの差しかなかったことは注意すべきである。

フィッツウィリアム伯(前ミルトン卿、一七八六一八五七)<sup>(9)</sup>。アイルランドの八万エーカーの所領に加えてミッドランドの二万四千エーカー等の所領を相続した大貴族フィッツウィリアム伯は、ウィッグ党の有力者であった。彼は一八一五年穀物法には賛成したが、一八二五年には穀物法批判者になっていた。だが彼は議会外の大衆運動と連係することをあくまで拒み、貴族的な社会構造の維持を大目的としつづけた。彼の著作には① *Address to the Landowners of England, on the Corn Laws, 1831*; ② *A Second Address to the Landowners of England on the Corn Laws, 1835*; ③ *Third Address to the Landowners of England, on the Corn Laws, 1839* があるが、筆者は① *Address, 3rd ed. 1832*; ② *Second Address, 1st ed. 1835* を読むことができた。両者の内容は以下のようである。

高穀価は高賃金をもたらし、高賃金は工業品の価格を高めて工業の国際競争力を弱め、こうして工業品輸出が減退し工業人

口の所得が減少し、その結果工業地域での農産物需要が減退する。そしてそのためにファーマーは売れ残りが増えて、地代を支払うことができなくなる(① *Address*, p. 33-34)。結局、一八一五年法は地代引上げというランデイド・インタレストの目的をみだしていないのである。また、穀物法を廃止して穀価が低下しても、それは食肉需要を高めて家畜価格を上昇させ(② *Second Address*, p. 21-22)、また他方で救貧税を減少させて地主の負担を少なくする(③ *Ibid.*, p. 22-23)。更に、地主の支出のうちで賞金・穀物への支出は大きな割合をなしていることも考えるべきである(④ *Address*, p. 26; ⑤ *Second Address*, p. 20-21)。総じて、穀物法廃止による穀価下落がもたらす耕作の放棄は大きくはなく、また土地価格・地代の減少はもしあったとしてもとくに足りぬ程である(⑥ *Ibid.*, p. 29, 35)。「地主の堅固で永久的な繁栄は社会の生産的諸階級の安楽・慰安・繁栄に依存するにちがいない」(⑦ *Address*, p. 37-38)。そして現行穀物法は穀物の「人為的欠乏」を生ぜしめて、生産的階級の福祉を害するのである(⑧ *Ibid.*, p. 38-40)。

以上のフィッツウィリアムの議論には、農業改良の進行は姿をみせず、当然にそれと穀物法廃止とのつながりは意識されていない。そして、D・スプリングもフィッツウィリアムに穀物法への反対をさせた理由を、物質的進歩を好むウィッグとしての彼の心情に求めざるをえなかったのである(10)。

サー・ヘンリー・パーネル (一七七六一一八四二)。アイル

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

ランド選出の議員であり、一八一二年に準男爵に、四一年に男爵になったパーネルは、ウィッグ党内の最もリベラルなメンバーの一人であり、また経済学者としても高名を博した。すなわち、彼は一八一〇年の地金委員会、一八一三年穀物貿易委員会、一八二八年財政委員会等の委員や議長を務め、一八一五年穀物法の立役者として、また関税改革・政府支出削減を唱えた有名な『財政改革論』(一八三〇年)の著者として知られている。更に、彼は経済学クラブ (Political Economy Club) の創立時会員ではないが——一八二一年からの会員であった(11)——、パーネルの著作は多数多岐にわたるが、筆者はそのうち① *The Substance of the Speeches of Sir H. Parnell, Bart. in the House of Commons, with additional Observations on the Corn Laws*, 3rd ed. (in vol. IV of the Pamphlet) 1814; ② *On Financial Reform*, 3rd ed. 1831 (rep. 1969) しか読めなかった。それゆえ、本稿においてパーネルを中心に扱わないのは——グレイアム、フィッツウィリアムの場合とちがって——消極的な理由であり、彼については別稿を用意したい。

さて① *Speeches* の内容は以下のようである(15)。すなわち、対仏戦争中にイギリス農業は国内市場の独占を与えられ、農業への資本投下が進み、現在では「イギリス農業は十分な供給と穏当な価格という二大目的に関してほぼ完成状態になった」(③ 138)。ところが現在自由貿易を行なうと、国内農業資本が

破壊されて国産穀物量が大減少し、結局穀価は下がらないだろうし、また外国穀物依存は国内への供給を極めて不安定にし、欠乏させることもある (p. 141-142)。自由貿易論者は穀物輸入をするに工業品輸出が増大するというが、国内市場は「ずばぬけて最大であり、工業の最良の支持者として無限に頼られる」ものなのである、そしてこの工業品への国内市場とは農業人口の繁栄なのだ (p. 142)。私の目的は現在の耕作地を維持し、資本投下の増大によって穀物生産量を高めると同時に穀価を徐々に引下げることである。その場合にはフアーマーに十分な利潤が生ずるであろう (p. 164)。

ところが、穀物法擁護者パーネルは一八二七年の議会で穀物の自由貿易に「変説」した。そして、変説の一つの大きな要因は一八二六年のウィリアム・ジェイコブの『報告』(Report on the Trade in Corn, and on the Agriculture of Northern Europe)であった。すなわち、それはポランド産小麦の輸出能力が予想以上に少ないことを示したのであった。<sup>(16)</sup>自由貿易論者パーネルの立場は<sup>(17)</sup>② *Financial Reform* にはっきりと現われている。すなわち、穀物法は穀価を高めて賃金を上昇させる、そして賃金上昇は利潤を低下させるか商品価格を騰貴させるが、いずれの場合でも蓄積ファンドは減少する (p. 62-63)。また、工業の繁栄は地主に利益を与えるし、穀物法が存続する限りは救貧税の圧力は減ぜられない (p. 68-69)。——以上のように、穀物法の有害さとその廃止が地主の不利にならぬことを

述べた後に、パーネルは農業の改良を妨げる要因をあげる。第一は十分の一税である。それは農業への資本投下を妨げ、農業改良を妨げ、こうしてより多量の穀物がより安価に・しかも利潤を減少させることなく生産されるのを妨げる。十分の一税が土地税に切りかえられれば「改良的農業の原則に基づいて追加資本が耕作に投ぜられ、それは穀物生産を増加して穀価を大きく引下げる」(p. 67-68)。第二はイングリランドにおける長期借地の欠如である。ノーフォーク農法 (the system of artificial grasses and alternate crops) が十全な生産力を發揮するためには「フアーマーは極めて大きな資本と多数の労働者とを使用しなければならぬ」が、それが可能なのは長期借地を前提としてなのである (p. 68-69)。

右のパーネルの議論は集約農業の一層の発展が低穀価の中でも農業の繁栄を保証することを述べる点において、穀物法廃止後の農業を見通してはいる。そして、その農業の担い手は大フアーマーであり、小フアーマーの没落がそこに前提されているようである。しかし、この書は財政問題を中心としたことから、集約農業の内実、その地主への利益、穀物法廃止の穀価への影響については触れていない。それゆえに、まず穀物法廃止があってそれに適応するための農業改良があるという論理になつており、地主の側での内発的な穀物法廃止論の代表格とするには抵抗がある。

(17) cf. D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws*

1660-1846, 1930 (rep. 1965), p. 214-215.

(2) ロダーデールについては、拙稿「ロダーデールにおける経済と政治——イギリス産業革命と対仏戦争——」(立教経済学研究所 三二巻二・三、四号、一九七八—一九九年)を参照。

(3) 以下に引くのは、A. B. Erickson, Sir James Graham, Agricultural Reformer, *Agricultural History*, vol. 24, no. 3, 1950; David Spring, A Great Agricultural Estate: Netherby under Sir James Graham, 1820-1845, *Agricultural History*, vol. 29, no. 2, 1955; D. N. B. を参照した。

(4) James Caird, *English Agriculture in 1850-51, 1852* (rep. 1968), letter XL.

(5) T. H. Bainbridge, Some Factors in the Development of Cumbrian Agriculture, especially during the Nineteenth Century, *Transactions of the Cumberland & Westmorland Antiquarian & Archaeological Society*, new series, vol. XLIV, 1945.

(6) cf. Barry Gordon, *Political Economy in Parliament 1819-1823*, 1976, chap. 9, 12, 14, 17. 筆者の書評(『内教経済学』特号 三二巻二号、一九七七年)を参照。

(7) C. C. Western, *Address to the Landowners of the United Empire*, 1822, p. 9-10, 21, 30-31. 傍点はウエストン。

(8) この提案は *On Protection to Agriculture*, 1822 になされたものであるが、詳しくは *はじめに*、最初は三〇シリングの関税で一年ごと一シリングの減額して五割の一〇シリングを永久に固定関税にするという内容である (cf. Ricardo, *Works*, vol. IV, p.

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

263-264. 玉野井秀郎監訳『リカード全集』第四巻、三三三—三三六頁)。なお、一八四一年の段階でイカロックがウィング党のジョン・ラッセル卿を批判した時には、イカロックの五シリングの固定関税に対してラッセルは八シリングのそれであった。

(9) 以下に引くのは David Spring, Earl Fitzwilliam and the Corn Laws, *American Historical Review*, vol. 59, no. 2, 1954 を参照した。

(10) cf. *Ibid.*, p. 300.

(11) 以下に引くのは D. N. B. を参照した。

(12) ハーネルの初期の通貨理論については降本陣子『イギリス金融史論』一九七八年、第二章を参照。

(13) たゞし cf. D. G. Barnes, *op. cit.*, p. 239.

(14) 藤塚知義『経済学タレント』一九七三年、三〇七—三〇九頁等を参照。

(15) 毛利健三「一八一五年穀物法の成立過程」(福島大学『商学論集』三四巻一—一九六五年)を参照。

(16) 以上 cf. William Smart, *Economic Annals of the Nineteenth Century 1821-1830*, vol. II (rep. 1964), p. 414-415; D. G. Barnes *op. cit.*, p. 194.

(17) 本書は吉岡昭彦氏に代って「英和の産業資本の確立に対応しての資本蓄積を推進するための、自由主義財政のプログラム」と評されている(同編『イギリス資本主義の確立』一九六八年、三九五—三九七頁)。但し、本書が将来の戦争を公債発行に頼らずに行なうことを強硬に意識している点(『Financial Reform, 3rd ed. chap. XX』)は強調すべきである。

三

ジョン・ルークは一七八〇年四月二十九日に生まれ、一八五六  
 年四月二六日に死んだ。<sup>(1)</sup>ルークは先の三人のように貴族ではな  
 く、大土地所有者でもなく、ヨーマンであった。彼はグレイアム  
 と同じカンバーランド出身で、市場都市ウィグトン (Wigton)  
 の北のオクヘッド (Akehead) という村落に、クロムウェル時  
 代からの家領一〇〇エーカーを相続したが、耕作地としても一  
 〇〇エーカーは当時小経営に属したから、彼は自から耕作に従  
 事した。カンバーランドは総じて小土地所有者が多く残った地  
 域ではあるが、<sup>(2)</sup>対仏戦争中のエンクロージャの進行と戦争後の  
 農業不況とのなかで彼らの衰退は明らかであった。J・ケアー  
 ドは一八五一年に次のように書いている。すなわち、カンバー  
 ランドでは『ステイツメン』と呼ばれる、四〇〇—一〇〇エー  
 カーの小所領を所有するヨーマン階級の数の徐々の減少」がこ  
 の半世紀の間に見られる、「このクラスの人々は——以前には  
 非常に多くいたが——極めて古くからの先祖伝来の所領に住ん  
 できた。……このクラスの若者は多くが熱心な改良家であるが  
 古い世代は強く旧システムに固執し、一般に彼らのまわりの進  
 歩とともに前進するのを非常に嫌がっている。このクラスは快  
 適な家に暮しており、階級として最も勤勉で節約的である。だ  
 が彼らはたやすく富を蓄積できない、というのは長男が先祖伝  
 来の所領を相続するが、家族の他の者が貯えをとる……からで

ある。この小土地はめったに細分されないが、年々近隣の大所  
 領に吸収されつつある……。全体的知性の点では、『ステイツ  
 メン』は同じ広さの土地を占有するファーマーより優れている  
 わけではなく、また教育と企業心との点では極めて大きなファ  
 ーマーより著しく劣っている——但し、不動産の点では彼らは  
 より富んでいるかもしれないが——。地代を支払うことのない  
 『ステイツメン』が絶望的に窮迫し、その後をついだファーマ  
 ーが公正な地代を支払いまた利潤もあげているといった例が、  
 多く知られている<sup>(3)</sup>と。

したがって、ルークを地主階級の穀物法否定論者とするには  
 問題がある。だが彼自らが「カンバーランドのいち土地所有者  
 (A Cumberland Landowner)』<sup>(4)</sup>名で著書を出版したよう  
 に、また、ある著作のなかで「われわれは以上の真理を党派的  
 考慮に基づいて主張しているのではないし、デモクラシーの支  
 配を支持して主張しているのではない。また、商工業に従事す  
 る者、公債所有者や年金生活者、圧迫されて破産した借地農業  
 者として主張しているのではない。われわれは自らが属する階  
 級——すなわち、ランドレイド・インタレスト——を……正当に  
 擁護して主張しているのである<sup>(4)</sup>」と言明していることからわ  
 かるように、ルークはヨーマンと地主とは同じ土地所有者であ  
 るという意識を持っていたのであり、<sup>(5)</sup>彼の示す農場経営例は必  
 ず農業労働者・ファーマー・地主からなっている。そしてな  
 よりも、以下の彼の著作が示すように、彼は地主の利益を第一

に考慮しているのである。

ルークは自らがおこなった土地改良(排水工事)がきっかけとなって、先にみたサー・ジェイムズ・グレイラムと長く深い交わりをもった。ここで、グレイラムがピール内閣の内務大臣として一八四六年に穀物法を廃止した後にルークに宛てた手紙(同年九月四日付)を引用したい。——「私が公務への意識に基いて穀物法に関してとった方策が、あなたの完全な是認を得ましたことを心から喜んでおります。穀物法についてのあなたの見解はまったく一貫しておりまして。そして、穀物貿易を一般原理の例外としてみなす必要はもはやないということには、私がそれを確信いたすよりはるかに前からあなたには明白でありました。こうした見解を極めて早くから公言し、また揺ぎなく保持されたあなたの洞察と公平なる大胆さならびに正直さとに對して、私は十分なる信を抱きます<sup>(6)</sup>」。そうして、ルークが「カンバーランドのいち土地所有者」の名で一八二八年に出版した——また、グレイラムがその出版を手助けた——*Free Trade in Corn the real Interest of the Landlord* は、グレイラムの著作と誤解されたのである。すなわち、その年のうちに匿名で *A Letter to Sir James Graham, Bart., M. P.: in Reply to certain Positions contained in a Pamphlet entitled "Free Trade in Corn the real Interest of the Landlord."* London. という著作が出版されたし、<sup>(7)</sup>マンチェスター選出の下院議員で自由貿易論者であったボウレット・トムソン (Poullett Thom-

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

pson) も一八三四年にそのように誤解して演説した。

村の学校にしかいかず、自らも耕作に従事する単なるヨーマンであったルークが、三〇歳からの独学と農業の経験と、更には地質調査とに基いてあらわした著書は以下のとおりである。

① [Cumbriensis,] *Remarks on the Nature and Operation of Money, with a View to elucidate the Effects of the present Circulating Medium of Great Britain; intended to prove that the National Distresses are attributable to our Money System.* London, 1819.

② [Cumbriensis,] *A Supplement to the Remarks on the Nature and Operation of Money, & c.,* London, 1819.

③ *An Essay on the National Debt, shewing the Use and Abuse of the Funding System.* London, 1822.

④ *An Inquiry into the Principles of National Wealth, illustrated by Political Economy of the British Empire,* Edinburgh, 1824 (Rep. 1969).

⑤ *Claim to the original Publication of certain new Principles in Political Economy, addressed in a Letter to E. D. Davenport, Esq.,* London, 1825.

⑥ [A Cumberland Landowner,] *Free Trade in Corn the real Interest of the Landlord, and the true Policy of the State,* London, 1828 (2nd ed. 1835).

⑦ [A Cumberland Landowner,] *Free and safe Govern-*

*ment, traced from the Origin and Principles of the British Constitution*, London, 1835.

⑧ *Geology as a Science, applied to the Reclamation of Land from the Sea, the Constitution of Harbours, the Formation of Railroads, and the Discovery of Coal, with an assumed Outline Map of the Granite Formation of the Earth*, London, 1838 (2nd ed. 1840).

筆者は右のうち、③ *Geology* の第二版を除いてすべて読むことができたので、各著作に関して一言しておきたい。① *Remarks*, 1819; ② *Supplement*, 1819 は一八一九年ピール条例を批判して書かれたもので、① *Remarks* は貨幣価値の継続的な減少こそが国富増大を推進すると論じ、このためにルークは「インフレーション」のうちに最も極端な者の一人<sup>(8)</sup>とも評される。だが② *Supplement* は① *Remarks* の右の主張を撤回し、貨幣価値の継続的な減少が同時に相殺しえぬ程の害を生ぜしめることを強調する。だが、旧平価復帰には反対し、対価戦争中の高い物価水準の維持を要求する。③ *Essay*, 1822 は後の④ *Inquiry* の第三部第一四章に吸収されたが、ファンディング・システムによる公債増発は実質的には政府の支出財源に何も付加しなかったことを結論する。④ *Inquiry*, 1824 はルークの経済理論を体系化したもので、四部四三章から成る長編である。論点は多岐にわたるが、「世界の工場」イギリス（これはルークが度々用いた言葉である）を背景とした自由貿易の主

張と、それがもたらす農業改良についての議論とが目を引く。

⑤ *Claim*, 1825 は短い文章で、ルークの経済学への関心のはじまりと「三の理論のオリジナリティ」が述べられてゐる。⑥ *Free Trade*, 1828 (2nd ed. 1835) は穀物の自由貿易がいかに高穀価をもたらす、地主の利益になるのかを論証しようとする。なお、第二版は短い序文が加えられただけで、本文は初版と同じである(引用は第二版からす)。⑦ *Government*, 1835 はイギリス政治制度の「保守主義的活力」を検出するとともに、蒸気機関の発明によってイギリスの産業分布と構造とが一変したことを指摘し、地主が新しい「時代精神」に順応すべきことを論じ、同時にイギリス農業は「幼年期」にあり、将来の発展は無限であることを力説する。本書はルークの著作のなかで最も精彩のあるものである。⑧ *Geology*, 1838 はルークの居地カンバーランドの産業発展のための鉄道建設を地質学上の調査と結びつけた提案し、あわせてイギリス全土の鉄道網敷設の必要を説く。なお、第二版には *Dissertation on Geology* という章が付け加えられたようである。

以下はルークの穀物法批判論を中心に彼の経済思想を構成しようとするが、それはあくまでもルークの経済思想が現在からみて一九世紀はじめの地主階級の穀物法反対論を代表すると考えられるからである。ルーク自身は世にいれられぬ人物であった。

(一) 以下のルークの伝記的部分については、Henry Lonsdale, *The*

*Worthies of Cumberland*, vol. III, 1872, p. 201-292 を参考に  
した。

- (2) cf. F. M. L. Thompson, *op. cit.*, p. 113-118.
- (3) J. Caird, *op. cit.*, p. 360.
- (4) *Free and safe Government*, 1835, p. 221.
- (5) 「カンムーンランドの『スナイツメン』の大きな特徴はその独立  
344頁」(H. Lonsdale, *op. cit.*, p. 208)。
- (6) *Ibid.*, p. 292.
- (7) cf. Barnes, *op. cit.*, p. 317.
- (8) B. A. Corry, *Money, Saving and Investment in English  
Economics 1800-1850*, 1962, p. 142.

#### 四

ルークが経済上の諸問題に関心を向けたのは一八一二—一  
二一一年からであり、彼が最初の論説(『「穀物価格上昇の原因の検  
討」を『ファーマーズ・ジャーナル』誌に発表したのが一八  
一四年七月であった。それ以降、同誌に五〇以上の論説を発  
表しつづけ、それらは ④ *Inquiry*, 1824 の中身となったが  
(cf. ⑤ *Claim*, 1825, p. 3-4) ルークの最初の著書は前にみた  
ように通貨問題に関するものであった。本稿では ① *Remarks*,  
1819; ② *Supplement*, 1819 のそれぞれの内容に立ちいる余  
裕はない。また、③ *Essay*, 1822 は ④ *Inquiry* に吸収されて  
いるから、まず彼の経済学上の主著である ④ *Inquiry* を考察  
したい。

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

ルークは現在のイギリスが「世界の工場」であるという認識  
から出発する。すなわち、「大ブリテンは世界の最も完全な工  
場 (the most perfect workshop in the world) であり、ま  
た、その住民は……「外国貿易の発達によって」勤勉と資本蓄  
積とに励まされている、したがって大ブリテンはその工場を大  
規模化しており、また労働の分割と協同とによってより安価に  
より完璧に仕事をすることができ、より多くの資本の助け  
を利用してことができる」(① *Inquiry*, p. 356-357)。<sup>(1)</sup> このよう  
に資本蓄積が進み、それに伴って労働生産力が上昇し商品が  
安価に生産できる場合には、需要の不足という心配はない。と  
いうのは、資本の蓄積が可処分所得を増大することになり、ま  
た安価が需要を生むからである。つまり、工業品に対する国内  
市場は十分であり、また国外市場も開けているというわけであ  
る。ルークはこうした認識に基づいて次のようにいう。すなわ  
ち、「富者は貧者よりも容易に貨幣を蓄積できるが、それと同  
様に、一国民がより富裕になるのに比例して、新資本を融通し  
新投資をおこなうことはより容易になる」、また「国富を蓄積  
することの困難さは、資本が蓄積するのに応じてより少なくな  
る」と(② *Ibid.*, p. 96)。

では、こうした資本の蓄積→国富の増大を実現した基盤は何  
であるか。それは農工分離である。すなわち、「国富の蓄積は、  
農業で雇用される人手を引揚げて・こうして生ぜしめられた欠  
損を個人のみより大きな生産諸力で補充し・そして食料生産部門

以外の雇用部門での労働需要を増加させることに、最も本質的に依存している」(⑩ *Ibid.*, p. 60)のである。そして、農業以外の部門での労働需要を増加させたものは——⑪ *Government, 1835* によると——、ジョージ三世の治世下における穀物の輸入規則の緩和であり、またイギリスの工業生産力を急増させた蒸気機関の発明であった。

ルークは蒸気機関の発明がもたらした工業立地の変化を次のように的確に指摘している。すなわち、「毛・綿・亜麻・絹の紡糸機械上の諸発明やその他の工業・鉱山業での作業上の諸発明と結合されたこの出来事(『蒸気機関の導入』)は、これらの諸工業を……石炭産出地帯の外部である王国の南東部からほとんど全面的に奪い去って、石炭産出地帯の内部である王国の北東部に移した」(⑫ *Government, p. 99*)と。また、「こうした工業立地の移動は労働雇用手段(*means of subsistence*)をも移動させた。こうして、繊維工業での諸発明と蒸気機関の導入とはイギリスの産業地図を塗りかえ、またそれらがもたらした巨大な生産力によって産業構造を変化させたのである。すなわち、蒸気機関は——一七六五年のピットによる穀物貿易の制限緩和と結びついて——「社会の諸関係、ならびに労働と雇用の分配」を一変させた(⑬ *Ibid.*, p. 169)。そうして、こうした変化は不可逆的である。「商業と工業とが、富裕で自由な現在のわれわれをつくったのである。……引き返そうとするのは狂気のさたである。……われわれは歩を戻すことはできない

し、この変化を無事に元通りにすることもできない。退却は確実なる破滅である。われわれは万難を排して前進しなければならぬ」(⑭ *Ibid.*, p. 101-102)。

さて、ルークは右のような工業の発達をもたらした要因を——重商主義諸政策の歴史的役割をみおとして——、とりわけ小ピットによる商業上の諸規制の緩和に求め(但し、その淵源は地理上の発見とされる)、そのうえで「商業は必然的に労働の適切な分割と協同とに導くから、生産諸力増大の主原因である」(⑮ *Inquiry, p. 125*)と規定する。では、商工業の発達は農業に対していかなる影響をもたらすのか——ルークは全面的な好影響だと答える。すなわち、商工業の発達によって「都市の人口が増大し農村の人口が減少するのに比例して、農村がその生産により少ない人手しか雇用せず、同時に、その生産物に対する増加した顧客をもつにちがいないことは明白である」(⑯ *Ibid.*, p. 922)。つまり、商工業の発達は農業人口を減らすとともに、農産物への市場を拡大するのである。とすると、農業人口一人当たりの生産量は増加しなければならない。そして、ルークが望んだものは「最少の人手で……土壌から最大量の生産物を産出する」ことであった(⑰ *Ibid.*, p. 133)。では、この農業での生産力上昇はどのようになされるのか。それは「大農場」によってである。すなわち、大農場は資本と労働とを集中することによって両者を節約し、「より少ない人手でより効率的に、またより利益をあげて土地を耕作する」ことを可能にするので

§ 6 (⑩ *Ibid.*, p. 121-122)。

右にみたように、イギリス工業の飛躍的發展の下でイギリス農業はどうあるべきかという問に対して、ルークの出した第一の答えは経営の集中と過剰な人手の除去であった。そして、こうした経営の集中と農業労働者数の縮小とは地代を上昇させる、とルークはいう。ここでルークの地代論をみるために彼の価値論にふれておこう。さわめて交錯した彼の価値論は、あらかじめ要約すれば、効用価値説を基礎とする支配労働価値説と表現してよいと思われる。すなわち、効用が価値の源泉であり、支配労働が価値尺度である。彼は効用をいう場合、食物の効用のみを例にとる。食物は人間の生存に必要であるから価値の源泉であり、また、労働が食物を生産するのだから労働も価値をもつ、そして一定期間の平均をとると、農業労働者の週賃金と小麦価格とは一定の比率をなしていることが経験的に知られているから、支配しうる農業労働を価値尺度としうる、このルークは考えている (cf. ⑩ *Ibid.*, pt. I, chap. 2)。さて、右のように食物——特に小麦——の効用を価値の源泉とし、農業労働賃金と小麦価格との比率を一定とし、支配農業労働を価値尺度とするならば、当然のこととして、小麦生産量の増大は小麦価値の増大を意味する。

さて、ルークは「土地の地代とは年生産に必要な労働と資本との費用を支払った後に残る剰余生産物であり」、「地代は年生産の費用に入らず、穀物の自然または必要価格のいかなる部分

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

も構成しない」と規定する (⑩ *Ibid.*, p. 42, 54)。この規定を先の価値論と結合させると、ある土地での耕作方法・農業用具等の改良によって等量の資本と労働との投入が以前よりも多量の小麦を生産するならば、そして利潤率一定とするならば——他の土地での生産性の上昇いかんにかかわらず——、その土地での小麦生産量の増分がそのまま地代増分の価値をあらわすことになる。なぜならば、ルークの価値論では、結局、小麦それ自体が一定の価値をもつわけであるから、小麦生産量の増大はそのまま価値量の増大を意味するからである。したがってルークは、地代上昇はリカードウのいうように収穫漸減によって生ずるのではなくて「資本の自然な蓄積・知識の増加・より大きな勤勉・同種の利点によって得られる、個人の労働のより効率的な生産諸力」から生ずる、といえるわけである (⑩ *Ibid.*, p. 30)。簡単にいうと、「地代は……生産的労働の追加的諸力に比例して上昇する」 (⑩ *Ibid.*, p. 30)。そして、労働生産力の上昇は基本的には「より潤沢な資本の投下」によって実現されてきたのである (cf. ⑩ *Ibid.*, p. 30-31)。

したがって、商工業の発達は農業人口を減少させるとともに農産物への市場を拡大し、そして農業経営を大規模化し・過剰な人手を除去し、更に、資本投下の増大によって労働生産力を上昇させ、こうして地代の上昇を結果するのである。また、都市繁栄による都市での地価上昇は別としても、農業地代上昇は農地の価格を高めるであろう。——「都市が繁栄するのに比例

して農村の富は増大する」(③ *Ibid.*, p. 422)。

(1) なお「世界の工場」という表現は随所にみられる。「世界最良の工場」「世界の製造工場」「世界で最も便利な工場」「全世界のための工場」(④ *Inquiry*, p. 130, 131, 149, 365)。

(2) また、「蒸気機関、すなわち、あの強大な力のリバイアサンは……自己のまわりに新世界を心らした」(⑤ *Government*, p. 160)。

(3) すなわち、「人口と生活資料 (means of subsistence) とはひとつの鎖の不可分の環であるから、人口は生活資料と同一歩調をとる傾向がある」(⑥ *Inquiry*, p. 10)。

(4) したがって、ルークはリカードウの下降序列に基づく差額地代論を「地代についての空論」(⑦ *Government*, p. 294) と批判する——但し、この場合「マルサスも同罪とされている——。また、リカードウは「空中楼阁システムの著者」(⑧ *Ibid.*, p. 295) とされ、彼の理論の抽象性・農業知識の欠如は厳しく非難される (cf. ⑨ *Inquiry*, e.g. p. 286-287, 389)。

## 五

以上のように、商工業の発達は農業の繁栄をもたらす。そして、商工業の発達をもたらす要因は自由貿易である。すなわち「自由貿易はインダストリのあらゆる自然的諸関係を調整し、社会の一般的諸利益を調和し、そして富に係わるかぎりでの人間の幸福の限界「とといったもの」を拡張する」(⑩ *Inquiry*, p. 349-350)。しかも、イギリスは「世界の工場」であり、「地上の国々のなかで最大の生産諸力を有している」(⑪ *Ibid.*, p. 179)

のだから、自由貿易が普及すれば綿製品・羊毛製品・麻製品・絹製品・金属類・陶器類の輸出の増大は明白である。それゆえ「大ブリテンの真の政策方針は、明らかにすべての国民を自由貿易の普遍的な採用に引き入れることである」(⑫ *Ibid.*, p. 363)。  
では、イギリスは右のような工業品を輸出するとして、何を輸入するのか。原材料・嗜好品・奢侈品、それに穀物である。<sup>(1)</sup>そして、穀物輸入を制限している穀物法は廃止すべきである。外国貿易というものはそもそも「交易の相互性」を基礎とするものだから、穀物法は穀物輸入を制限することによって、穀物輸出の購買力を制限し、イギリス工業品輸出を制約するのである。<sup>(2)</sup>そして、先にみたように商工業の発達は農業の繁栄をもたらすのだから、工業品輸出を制約し、工業の繁栄を害する穀物法は「結局、ランデイド・インタレストにも有害」なのである (⑬ *Ibid.*, p. 342)。現に、今日では人口が増大し、かつ穀物輸入が制限されているのに穀物価格が低く、ファーマーが破産し、地代の支払は滞っている。その原因は、穀物法による工業品輸出の制約のために、農業から過剰な人手が引揚げられて工業に吸収されることがなく、こうして農産物への市場が狭められていくうえに、過剰な人手が過剰な穀物を生産するからである (cf. ⑭ *Ibid.*, p. 371)。

さて、右のルークの議論は一応、筋としては通っている。すなわち、商工業の発達は農業の繁栄をもたらすのだから、商工業の発達を害する穀物法は農業の繁栄を害する、したがって穀

物法は廃止すべきであり、またその廃止は結局、農業を繁栄させるというわけである。しかしながら、この議論には一つの前提がある。それは、穀物法廃止→穀物自由輸入がイギリス農業を破壊しないということである。そして、イギリス農業が破壊されない条件は、穀価の暴落が生ぜず、輸入穀物量が少量であること、また穀作から畜産への転換が可能であることである。

ルークは穀物法を廃止しても、穀価の暴落が生ぜず、輸入穀物量は少量であると考え、しかも、商工業の発達→人口増加によってイギリスの穀物生産量はむしろ増大すると考え、同時に、農業生産内部での穀物の比重の低下（＝都市近郊農業の発展）にもふれている。後者については後に言及することにして、穀物法廃止によって穀価の暴落は生ぜず、また輸入穀物量は少量であるとする、ルークの理由を検討しなければならない。

さて、すでにみたようにリカードは『農業保護論』において、十シリングの固定関税による穀物の自由輸入を提案したが、その際は「われわれが輸入する〔穀物の〕分量が莫大であろうと考える人々と私は意見を異にする」と述べていた。そして、その理由は外国での穀物生産の増大は劣等地耕作を進展させて、輸出穀物価格を上昇させるというものであった。<sup>(4)</sup>しかしながら、すでにみたように、ルークはリカードのように収穫漸減法則をとらない。穀物自由貿易によって穀価の暴落が生ぜず、また輸入穀物量が少量であるということ、ルークは——サー・ヘンリー・パーネルの穀物自由貿易への改宗の因

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

となった——一八二六年のウィリアム・ジェイコブの『報告』の結論を基本的利用しつつ、同時に、自由貿易と内外での穀価との関係についてのルーク独自の歴史的検討に基づいて論証する。そしてそのうえで、ルークは貨幣数量説に基づいて、イギリスの穀価の上昇を結論するのである。

さて、下院の命を受けて、「ポーランド産穀物が常時イギリス市場に入りうるように、わが国の法律を変更した」場合に、「ポーランドの」ビストラ川 (The Vistula) を通じてバルト海と面する諸地域」において「どれほどの耕作拡大が生じそうであるか」を検討した、ジェイコブの『報告』は一八二六年二月二一日に下院に提出された。<sup>(5)</sup>そして本『報告』は、(一)一八〇一〇五年における右地域からの穀物輸出の急増は、一七九一年のイギリスでの穀物法改訂、一七九六—一八〇一年の穀物輸入へのプレミアムの授与、フランス革命によるフランスでの穀物不足、オランダ・スウェーデンでの不作といった戦争下での一時的事情が右地域での穀物生産の増大を刺激した結果であったこと、(二)しかし、その間の年平均小麦輸出量五五万クォーターは——実際には、その三分の二しかイギリスには輸入されなかったが——、イギリスの小麦消費量の十二日分にすぎないこと、(三)現在では、右地域での小麦生産量は減少しており、また、将来、前述のような耕作拡大をもたらす事情が再現するとは思えないから、イギリスへの小麦輸出量は一八〇一—〇五年のように大量にはならないこと、(四)したがって「クォーター当たり

一〇もしくは一二シリリングの関税がわが国で課せられれば、「国内での小麦」価格が六〇―六四シリリングと仮定する場合には、ピスラ川流域での耕作拡大に非常な努力を向けさせるほどの利益は生じないであろう」と結論した。<sup>(6)</sup>つまり、ジェイコブの結論は、「大陸での穀物剰余が現実にも、また潜在的にも極めて少ない<sup>(7)</sup>」ことを意味したのである。

ルークは右のジェイコブの結論を暗黙の前提としつつ、<sup>(8)</sup> *Free Trade, 1828* において以下のように述べている。すなわち、穀物の自由貿易をおこなっても「わが国を充満させる恐れのあるような大量の穀物が外国から来ることはありえない。それほど大量の穀物がイギリスに入ってくることができる前に、この穀物は必ず大陸の大きな海港都市を通過しなければならぬ。〔だが、〕これらの都市は自己の周辺での食料全般に対する需要を増進させる所なのである。そして、穀物の公開貿易がもたらすにちがいない〔穀物輸出国での〕商業の繁栄と〔諸物の〕高価格とは、ヨーロッパにおける〔穀物への〕国内需要を輸出されうる全穀物量の<sup>(9)</sup>一〇倍にも増大させるであろう。実際、経験が示すように、外国穀物の自由輸入によってイギリスが牧草地になるといふ恐れは、これまで一国民をこわがらせたうちで最も根拠のない幽霊の一つなのである」<sup>(10)</sup> (*Ibid.*, p. 65)。この文章は、結局、穀物輸出国の一定量の穀物輸出はその国の富を増大させることによって穀物需要を増大させ、こうしてそこでの穀価を上昇させて、大量の穀物輸出を不可能にすると述

べているのである。

そして、右の文章において穀物とは事実上小麦を意味しているが、ポーランドやプロシヤでの富の増大に基づく小麦需要の大増加（輸出量の<sup>(11)</sup>一〇倍）という想定は、まったく非現実的なものだといえないであろう。というのは、ジェイコブの『報告』が述べているように、ポーランド・プロシヤでの生産者大衆の貧困は小麦の消費を許さず、生産された小麦のほとんどすべてが輸出されているからである。<sup>(12)</sup>

ルークは更に、一七世紀中葉から一八二〇年代までの穀物貿易の状態（自由か制限か）とイギリスの小麦価格との関係・一八世紀はじめから一八二〇年代までの穀物貿易の状態とイギリスならびにヨーロッパ大陸での小麦価格の比率との関係を検討し、次の結論を引出す。すなわち、<sup>(13)</sup>「外国穀物貿易の最も制限のない、また最も多量の輸入がなされている期間には、わが国は最も繁栄しており、また穀物の平均価格は最高であること」<sup>(14)</sup>、そして、輸入制限の下では穀価は下落していること<sup>(15)</sup> (*Ibid.*, p. 3, 63)。<sup>(16)</sup>「外国穀物のイギリスへの自由輸入が許可されている時には、外国での穀価と国内市場でのそれとの比率は同等により近づくという結果が必ず生じており、そして、このことは国内産穀物の価格低下によってではなくて、外国での穀価の大きな上昇によって生じていること」<sup>(17)</sup> (*Ibid.*, p. 36)である。<sup>(18)</sup>の理由は、第一に、自由貿易はイギリスの商工業を發達させて穀物に対する国内市場を広げ、穀物需要を増加させ

るからであり、第二に、「世界の工場」イギリスの輸出は穀物を含めた全輸入より大きく、この結果、貴金属（＝貨幣と考えられる）量が増大するからであり（cf. ③ *Inquiry*, p. 357）。第三に、自由貿易は諸国民の富を増大させ、それが結局、アメリカの鉱山からの貴金属の供給を増大させて、各国の貨幣価値を低下させるからである（cf. ④ *Free Trade*, p. 75）。(1)の理由は、先にみたように穀物輸出国での一定の穀物輸出に基づく富の増大が穀物に対する国内需要を急増させるからである。こうして「自由貿易は国内ならびに外国の両方の高物価の主原因なのである」(③ *Inquiry*, p. 361. 傍点はルーク)。

こうして、ルークは、穀物法を廃止しても穀物輸入は少量であること、イギリスでの穀価は上昇すること、同時に外国での穀価もより以上の比率で上昇することを結論する。この結論のうち、イギリスでの穀価の上昇という点ではルークは完全に誤ったが、ともかくも、穀物法廃止がイギリスの穀価を大きく急落させるほどの大量のヨーロッパ大陸からの輸入をもたらしたくないという点では、見通しは誤ってはいなかった。そしてルークは、五〇%の穀物供給の増加が必要な場合を例にとり、最初はイギリス工業品と交換に外国穀物が輸入されるが、工業品輸出増大による工業の発達が農業の改良をもたらし、結局、「五〇%の追加供給分として外国穀物が輸入されるのではなくて、五〇%のうちの四五%が国内で生産されるであろう」(④ *Ibid.*, p. 354)と述べているのである。つまり、外国穀物輸入は国内

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

農業改良↓穀物生産増大のための呼び水の役割を負わされるのである。

(1) 穀物法廃止とこう主張は ③ *Supplement*, 1819 以来なされてい  
る (cf. ③ *Ibid.*, p. 91, 100-103)。

(2) それゆえに、イギリスの穀物輸入制限政策は、例えばアメリカに工業化の途を——「農業改良がアメリカの最大の利益である」にもかかわらず——強制するかもしれない (cf. ④ *Inquiry*, p. 368)。

(3) 但し、低穀価の原因はもう一つある。それは貨幣の減少である。この点は本稿ではふれられなかった。

(4) Ricardo, *Works*, vol. IV, p. 265. (前掲訳「三一四—三二五ページ」)

(5) 本『報告』は *Parliamentary Debates*, 2nd series, vol. XV に載っている。以上は *Ibid.*, 480.

(6) cf. *Ibid.*, 485-488. 但しの「フェリーによると、こうしたジエノープの結論は長期的には正しかったが、約一五年早すぎた。すなわち、北西ヨーロッパで慢性的な穀物不足が生じたのは一八四〇年代になってからのことであった (S. Fairlie, *The Nineteenth-Century Corn Law reconsidered*, *Eco. Hts. Rev.*, 2nd series, vol. 18, no. 3, 1965)。

なお、J. R. マカロックは一八四一年にこう述べている。すなわち、五シリングの固定関税が課せられれば、ポーランドからの輸送費用等を含めた小麦価格は五二シリング程度になり、一八三〇—四〇年の間のイギリスの平均価格五七シリングとは五シリングの差しかないし、五シリングの価格下落は農業に大きな影響を与えない

と。そして、マカロックは農業改良の進行に期待をよせて、「実際、アグリカルチャリストは穀物法の全面的で無条件の廃止からさへ何も恐れるものはない。こうした方策は疑いもなく極めて公正であり、受け入れられない。……[だが、この方策が実施されても]それは一エーカーの土地をも耕作から投げださないであらうし、地代にそれほど影響しないであらう」と述べている。しかも彼は豊作時には穀物輸出が生ずることを想定し、固定関税に等しい額の戻し税を与えようを提案する (cf. J. R. McCulloch, *Statements illustrative of the Policy and probable Consequences of the proposed Repeal of the existing Corn Laws, and the Imposition in their Stead of a moderate fixed Duty on Foreign Corn when entered for Consumption*, 6th ed. 1841, p. 15-16, 33-34, 25)。

なお、リカードも七シリングの戻し税を提案したことはすでにふれたが、彼の場合にはイギリスのファーマーと外国の穀物生産者との競争条件の均等化という、かなり理論的な理由で戻し税が提案されている。マカロックの場合にも当然そうした理由が第一にあげられているが、同時に、彼は穀物輸出の必要性が生ずることを極めて具体的に想定している。例えば、一八三五年に一八シリングの戻し税が与えられていれば「ブリテン産穀物の……大量の輸出」があったであろうと述べている (*Ibid.*, p. 33-34)。

一八四一年の時点において、マカロックがイギリスの穀物輸出の可能性を想定していたという事実は重要である。

(7) Boyd Hilton, *Corn, Cash, Commerce: The Economic Policies of the Tory Governments 1815-1830*, 1977, p. 273.

(8) 穀作を放棄して牧畜に転換すべきであるという主張は、たとえば次の諸著にみられる。W・W・ウィットモア——「人口増加の第一の効果はやせた放牧地を耕地に転換することであるが、人口増加の究極の効果は耕地のかんりの部分を肥沃な牧草地や放牧地に再転換することである」(W. W. Whitmore, *A Letter to the Electors of Bridgenorth, upon the Corn Laws*, 1826, p. 76-77)。E・G・ウェイクフィールド——「イギリスの土質、あるいはむしろ気候は穀物の生産に適するよりも穀物以外の食料の生産に一層適している」(E. G. Wakefield, *England and America*, 1834 (rep. 1967), p. 143. 中野正訳『イギリスとアメリカ』第二分冊、二三頁—三)。

(9) cf. *Parliamentary Debates*, op. cit., 403, 431, 443.

(10) この場合、穀物輸出国の富の増大とは工業化を意味していない。「大ブリテンにとってのドイツとポーランドとは、インングランドにとってのサフォークやノーフォークといった「穀物生産」諸州のようなものである」(④ *Inquiry*, p. 370)。とすると、ドイツやポーランドは工業化の途も進まず、また、穀物輸出も少量しかできないことになる。

## 六

以上のように、穀物法廃止がイギリス農業を破壊することなく、穀物法廃止→工業品輸出増大→商工業発達→農業の改良という論理が貫徹することを結論したルークは、イギリス農業の将来を以下のように描いている。そして、それは一八三〇年代

から進行しだしたハイ・ファームिंगと直接につながるものがあった。

ルークは都市の成長が都市近郊農業を發達させることを指摘するが (cf. ① *Inquiry*, p. 68) 彼が基本的な農業様式としたものは混合農業 (mixed system of husbandry) であつた。すなわち「労働の節約に十分叶うためには、農場は肥沃な牧草地・放牧地・耕地の適切なる混合をもつべきである。更に加えて、良好な道路や近接した市場という便宜と、外来の肥料・それらが必要な所では排水用材料・また追加的資本投下を奨励するような他のすべての必要物を安く手に入れることが必要である。……畜産と耕作との適当な混合は生産的インダストリの前進に最も好都合である」(④ *Ibid.*, p. 405-406)。

右の文章はハイ・ファームिंगの技術的諸契機を含むとともに、資本投下の増大と労働の節約とを強調する点で、ハイ・ファームिंगの経済的内容と合致するといえるであらう。ルークの居地西カンバーランドは湿地が多かつたために、彼は混合農業の前進のための基礎として排水を最も重視した (cf. ③ *Geology*, p. 303-307)。同時に、彼は交通の整備の必要を説き、特に鉄道建設を提案している。カンバーランドの主都カーライル (Carlisle) とニューキャスルとが鉄道で結ばれたのは ③ *Geology* の出版された一八三八年であり、カーライルとランカスターとが結ばれたのは一八四六年のことであり、こうした鉄道建設はカンバーランドの農業の發展の一因と評価されている

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

(2) ルークは ③ *Geology* では、他に、カーライルとグラスゴウとの連絡を提案している。更にルークは、リヴァプール・ブリストル・ニューキャスル・ハル・ロンドンを中心とする人口二〇〇万の各地域、スコットランド、アイルランド、ウェールズを連結する全国的鉄道網の確立の必要を説くが (cf. ③ *Ibid.*, p. 237-238)。こうした交通の整備が商・工・鉱業の發達をもたらし、結局、農業への市場拡大につながることを意図しているのは明白である。

こうして、「世界の工場」イギリスのなかでの農業はどうあるべきかという問に対して、ルークが示した第一の答えは經營の集中と過剰な人手の除去であつたが、それを実施せしめうる生産力的基礎とされたのがハイ・ファームिंगなのであつた。

ルークはイギリス農業の将来をバラ色に描く。すなわち、ハイ・ファームिंगは「地力を消耗させることなく、ほとんど無限の期間にわたつて土地をより活力のあり、生産的な状態にする」(④ *Inquiry*, p. 340) が、こうした状態は資本投下の増大を基礎とした労働の「追加的諸力」の効率化を意味するから、結局、本稿の四でみたように地代上昇を結果するであらう。そうであれば、地主は地代上昇をみこんで土地改良投資の増大を実施するであらうし (cf. ④ *Ibid.*, p. 410) この地主の土地改良投資の増大はファーマーの利益をもたらす。また他方で、ファーマーによる資本投下の大小は地主の土地改良投資の効果を左右する (cf. ④ *Ibid.*, p. 412)。こうして、地主とファーマーと

は「相互的愛着という絆」(④ *Ibid.*, p. 246)で結ばれることになるのである。ルークはこう結論する。すなわち「ブリテンの農業は、平明で啓蒙的な科学の目でみれば、生産的インダストリがより良い形で遂行され・より肥沃な土地の注意深い耕作に資本が豊富に投下されているという・活力ある成熟状態に昇ろうとしている夜明けの段階にあるにすぎないようにみえるはずである。周囲を海で囲まれたこの島の土壌は、「マルサスやリカードのような」書齋に閉じこもった学者が考えるようには決して疲弊しはしない。それどころか、リベラルな地主の指揮と熟達した借地農業者の手との下で、この島の土壌の多産さは年々増大し、また増大しつつあるのである」(⑤ *Geology*, p. 327)。

このように、土地の生産力の無限の発展を信頼するルークは、マルサスの人口論を以下のように批判できる。すなわち、生活手段 (means of subsistence) を手に入れることができるかどうかは労働需要に依存し、労働需要は顧客の存在に依存し、そして顧客は商業によって増大させられるのだから、「人口原理は「マルサスのように農業生産力の問題としてはなくて」商業上の問題として考えられなければならない」(⑥ *Countryment*, p. 266-267)と。例えば、イングランドの石炭産出地帯の外では食料は豊富に生産されているが、工業が発達していないために労働需要は小さく、低賃金と高救貧税と飢餓とがまんえんしているのに対し、石炭産出地帯の内では食料生産はその外

ほど多くはないが、工業が発達しているために労働需要が大きく、高賃金と低救貧税とが存在する<sup>(3)</sup>。「人口の大きさは土壌のキャパシティによっては決して規制されない」。「一国民は土壌の不能によってよりも労働需要の制限によって、より一層苦しめられるであろう」(⑦ *Ibid.*, 95, 99-100, 279)。

以上のように、ルークはあくまでも商工業の発達と農業の改良とを結びつけた。そして、穀物法廃止がイギリス農業を破壊しないとこの前提で、「世界の工場」イギリスのなかでの農業のあるべき姿を考え続けたルークは、それをハイ・ファームिंगに求め、またハイ・ファームिंगが地主の利益になることを主張したのである。

このように考えるルークにとっては、一八三二年の議会改革は、一方では、腐敗選挙のまんえんによる一部貴族の寡頭政治への野望をくじくことにも、他方では、「デモクラティックな放縦さ(licentiousness)」をねつけ、こうして「有害なる両極端」の支配を防いだものと理解される。つまり、議会改革は深い腐敗状態の下でも「イギリス政治制度の慣行がいかに有効に自身自身の保守主義的活力を修復できるか」を証明したのである(⑧ *Ibid.*, p. 141, 138-139)。

ルークは自らが属するランディッド・インタレストに向って、以下のように呼びかける。「すぎ去りつつある時をみよ。時間  
は偉大な諸変化をもたらした。ウィッグとトーリーとの元々の

区別は洗い流されている。新たな産業上の結合が形成されている。人口の配分は大きく変化し……、国民的「人口」移動がなされた、これは以前の基礎に基づいて党派を形成するのを不可能にした。経世家にふさわしい政策とは、われわれの眼前の現実世界に留意する政策である。われわれは商業によって現在の状態になった。現在からみれば、一七六五年のわが国の状態は夢にすぎない。(4) 王位の安定・貴族の富・国民大衆の幸福は互いに混合し、そして今では商工業の繁栄によって結びあわされているのである」(⑥ *Ibid.*, p. 211)。(7) そして、穀物法(更には、一八一九年ピール条例)を廃止することによって「わが国の社会体制の生まれながらの指導者である、ブリテン帝国の偉大なランディッド・インタレストが、彼ら自身の犯した誤りを除去するのに同意すれば……、生産諸階級は彼らを祝福し、そして国家指導の指南者として彼らを信頼するであろう」(⑧ *Ibid.*, p. 220) 云々。

右のルークの呼びかけが——サー・ジェイムズ・グレイアムの場合と違って——政治的譲歩といったものではないことを、筆者はすでに明らかにしたつもりである。商工業の発達が農業の改良・繁栄を先導するといった、「世界の工場」イギリスの呈する新たな事態——それは「時代精神」(⑨ *Ibid.*, p. 213)でもある——に即応することこそ、地主階級の利益であるし、また、彼らの政治的指導者としての地位を維持させる、こうルークは考えた。

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

(1) ハイ・ファームिंगの経済的内容は「エーカー当たりの高産出を達成するための資本の高支出」と規定し、その技術的内容は「混合農業」と規定しうる。この意味では、ハイ・ファームिंगはノーフォーク農業の延長であるが、一般には、排水事業の拡張、人工肥料の発見、家畜飼料購入の増加、諸機器類の改良、新知識と発明とのすみやかな受容といった、それに伴う諸契機を含めて理解される。毛利健三「穀作農業の発展」前掲、一三〇—一三二ページ、Chambers & Mingay, *op. cit.*, p. 183-184 を参照。

(2) cf. T. H. Bainbridge, *op. cit.*, p. 88-89.

(3) しかも、石炭産出地帯の内ではその外に対して、農業労働者数と土地の肥沃度との点で劣っているにもかかわらず、工業人口が多く農産物への需要が大きいために、地代はより高いのである (cf. ⑩ *Government*, p. 273)。

(4) その夢を追ったのがローダーデルであった。前掲拙稿の完を参照。

## 七

ルークの地代論が小麦の効用を価値の源泉としつつ、等量の資本と労働との投入が改良によって以前より多量の小麦を産出する場合、その小麦の増分をそのまま地代の価値の増加とみなすものであったことは、すでにみた。また、農業の改良を先導する商工業の発達がアメリカの鉾山の貴金属産出量を増加させて、結局、貨幣価値の低落をもたらし、こうして小麦価格が上昇する、とルークが考えたこともすでにふれた。右のルークの

地代論において、小麦の効用と資本のそれとの計量は理論的になされていないし、資本が小麦で表現されてもいない。したがって、ルークの地代論の理論的混迷は明白である。

だが、ルークのいう農業改良が、一エーカー当たりの投下資本の増大と産出量のそれ以上の増大とであった限りににおいて（ルークはこれを「生産的労働の追加的諸力」の増大と表現した）、結局は、小麦価値の低下を意味することは明らかである。そしてルーク自身、小麦の *dearness and cheapness* とその高低価格とを区別したのである (Cf. *Government*, p. 177f.)。つまり、農業改良をもたらす商工業の発達は貨幣供給を増加させて貨幣価値を低下させ、こうして小麦の高価格をもたらすが、農業改良によって小麦は *cheapness* である、というわけである。それゆえに、ルークの予想した貨幣価値の低下が生じなかったとすれば、小麦は農業改良によって *cheapness* であり、かつ低価格であろう。しかも、穀物法廃止は小麦価格の暴落と耕地減少とを直接にはもたらさなかったのだから、ルークのいう農業改良は、一エーカー当たりの資本投下の増大が小麦価格の低下を伴いつつ地代を上昇させるといふ、本稿の一でみたマルクスの例に合致しうるであろう。

こうして、ルークの地代論の混迷と小麦価格上昇という予測の誤りにもかかわらず、ルークのいう農業改良は、やはり地代総額・一エーカー当たりの地代を上昇させる。

一八四九年に『自由な借地契約の下でのハイ・ファージング

は「穀物法による農業」保護に対する最良の代替物』(*High Farming under Liberal Covenants the best Substitute for Protection*)とこう著書をあらわしたジェイムズ・ケアードは、穀物法廃止下におけるイギリス農業の方向として、穀作依存からの脱却と酪農・肥畜のための *green crops* の生産増大とを提唱した<sup>(2)</sup>。ケアードはその理由として、一七七〇年と一八五〇年とを比較して、小麦の価格はほとんど上昇していないが、バター・肉・羊毛の価格は七〇—一〇〇%上昇していることをあげ、そして、商工業の発達による都市人口の増大と交通機関の改善とは、肉・バター・チーズ・ミルク等の消費の増大と、(そうした農産物の輸入は困難であるから)イギリス国内での<sup>(3)</sup>それらの生産地域の拡大とをもたらすと予想している。

ところが、イギリス農業の穀作から畜産への転換は、一八五〇・六〇年代においては、ルークの提唱した混合農業の内部でなされたにとどまった。すなわち、小麦価格の下落と家畜価格の上昇という傾向の下で、混合農業の内部において最終生産物の穀物から家畜へ移動が徐々に起こされたのである。それゆえに、この移動は「対応する土地利用の大きな変化なしに生じた、生産の変化」<sup>(4)</sup>なのであった。だが、こうしたドラスティックな変化の欠如は農業大不況期にその弱点を露呈した。すなわち、混合農業を基礎としたハイ・ファージングの成功は「市場の拡大と価格の高水準」<sup>(5)</sup>に依存していたからである。つまり、「ハイ・ファージングは、イギリス農業が——一八四六年〔の

穀物法廃止時」には夢にも思わなかったところの——「外国からの」競争の十全な力にさらされた時には、保護に対する代替物ではなかったのである<sup>(5)</sup>。

だが、ハイ・ファームिंगは一八五三—六二年の、いわゆるイギリス農業の黄金時代をもたらした。この意味で、ルークの経済思想は穀物法の廃止を越えて、一八五〇—六〇年代における「大土地所有者の生命のねばり強さ」を見透しえたのである。

わが国のリカードウ・マルサス研究は、一八一五年穀物法に対する両者の見解の対立（『自由貿易と輸入制限』と、その見解の対立を理論的に基礎づけるものとしての両者の『経済学原理』の体系的相違とに着目し、そして、リカードウを産業資本の、マルサスを地主の経済理論上の代表者と理解してきた。確かに、一八一五年には地主は穀物法擁護で一致したかもしれない。だが、一五年穀物法の効力があつた一八二〇—二四年にかけて、外国穀物輸入が事実上停止されていたにもかかわらず、農業不況が最も厳しく、小麦価格が一クォーター三八シリングにまで低落したという事実は、低穀価の原因を、一八一九年ピール条例に帰せるかどうかは別としても、穀物法による保護が不足している点に求めることを不可能にした。したがって、農業不況に対する地主の側での対応は——S・フェリーのいうように一八一九—二六年にかけてはヨーロッパ大陸に穀物の過剰が存在したとすれば、自ら穀物法廃止をいわないまでも——、

ジョン・ルークと「世界の工場」イギリス

穀物法維持とは別に、他の救済策（例えばそれは、減税であり、一九年ピール条例廃止であつた）の要求実現に向けられるとともに、低穀価への適応を可能にする農業改良にも及んだと想像される。その改良は生産費用の節減を目ざすものであつたろうが、費用節減は一エーカー当たりの資本投下増大による高産出の実現とは——需要の拡大と低穀価への適応が困難な経営の没落とを前提にすれば——、矛盾しないであらう。つまり、低穀価への適応のための改良はハイ・ファームिंगにつながる。

したがって、一五年穀物法以降の農業不況期における（すなわち、産業資本確立期における）、イギリス農業のあり方をめぐる地主の側での対応は、当然のことながら、一五年穀物法についてのマルサスの見解からの発展・また離脱をも考慮に入れて理解されねばならない。そして、本稿が示したルークの経済思想が照らしだす地主の姿が、穀物法廃止後の地主の社会的地位を描きえているとすれば、筆者が「ローダーデルにおける経済と政治」で示したローダーデルの経済思想——彼は結局、ルークがもはや完全に過去のものとなつたとした、一七六五年の（産業革命以前の）イギリスの状態という夢を追つたのであつた——の対極として、ルークのそれを位置づけることができるであらう。

マルサスがいかなる意味で地主のイデオログたりえたのかを明らかにしようとする際、ローダーデルとルークとはその

ための、少くとも判断基準の役割を果しうると考える。そして最後に付言すれば、ルークの穀物法批判論は、自由貿易政策の非リカードウ的な経済思想的源流でもありうる。R・L・ミークのいったリカードウ経済学の衰退は、自由貿易政策の実施を妨げはしなかったし、自由貿易理論の普及をめざして設立された(そして、リカードウ自身が設立者の一人であった)経済学クラブにおいても「はやくも一八三一年に……、地主の利害が事実上他の社会的諸階級の利害と矛盾しないという点で意見の一致をみた<sup>(9)</sup>」のであった。

(1) 一八四八年のカリフォルニアの金鉱発見も、ルークの予想したような、一クォーター一二〇シリングといった小麦価格の上昇(*cf.* *Inquiry*, p. 210)をもたらすはしなかった。

(2) *cf.* J. Caird, *High Farming*, 2nd ed. 1849, p. 6.

(3) *cf.* J. Caird, *English Agriculture in 1850-51*, letter. III.

(4) E. L. Jones, *Agriculture and Industrial Revolution*, p. 199.

(5) J. D. Chambers & G. E. Mingay, *op. cit.*, p. 177, 181.

(6) 最高時には一五二シリングであった。

(7) S. Fairlie, *The Nineteenth-Century Corn Law reconsidered, op. cit.*, p. 562.

(8) J. D. Chambers & G. E. Mingay, *op. cit.*, p. 129-131.

(9) シーク『イギリス古典経済学』(吉田訳、一九五六年)、四三〇ページ。また藤塚知義、前掲書、一七三ページ参照。